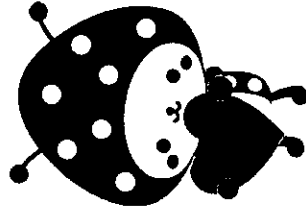


第2期山武市子ども・子育て支援事業計画



山武市マスコットキャラクター
SUN△シくん

目次

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項	1
2. 計画の策定及び推進	3
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻き状況と課題	4
1. 山武市の現状	4
2. 計画期間の人口フレームの推計	11
3. ニーズ調査結果	14
4. 山武市の子ども・子育て支援の課題	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 基本理念	21
2. 基本視点	22
3. 基本目標	24
4. 施策の体系	25
第4章 基本施策の展開	26
基本目標1：子どもへの支援	26
基本目標2：親・家庭への支援	34
基本目標3：地域・社会全体での支援	40
第5章 量の見込みと確保方策	44
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	44
2. 教育・保育提供区域の設定	45
3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計	45
4. 教育保育事業の量の見込みと確保の内容	47
5. 子育てのための施設等事業の量の見込みと確保の内容	50
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	51
7. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	59
8. 総合的な施策の推進	60
第6章 計画の推進	61
1. 関係機関等との連携	61
2. 計画の達成状況の点検・評価	61
3. 家庭・地域・事業者・市の役割	62
資料編	63
1. 計画の策定経緯	63
2. 山武市子ども・子育て会議条例（平成25年山武市条例第34号）	65
3. 山武市子ども・子育て会議委員名簿	67

令和2年3月
山武市

第4章 基本施策の展開

基本目標1：子どもへの支援

1-1(1) 教育・保育サービスの推進

子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図るため、一時保育事業、こども園短所保育や幼稚園の預かり保育事業を含めて、保育二一三を踏まえたサービス提供体制づくりに取り組めます。

また、すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子供教室において、既存教室等の活用促進及び放課後等における学校施設の一時的な利用を促進します。

指導力・授業力向上や健全な身体づくりなどに取り組み、子ども一人ひとりの個性・可能性を大切に、生きる力を育む教育を推進するとともに、信頼される学校づくり、幼保一体化を推進します。いじめや不登校など学校生活での悩み・課題をもつ子どもへの対応・支援も必要です。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
幼稚園・保育所・こども園の利用定員充足率	85.1%	85.0%
就労前保育・教育に関する保護者の満足	96.9%	97.0%
学童クラブの定員充足率	83.8%	83.8%

1-1(1)-① 保育サービス

保育サービスの充実、質の向上を図るための取り組みや、保育二一三を踏まえたサービス提供体制づくりに取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
通常保育事業	公立こども園5か所、公立幼稚園1か所、私立保育園3か所を実施します。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に合わせ、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

1-1(1)-② 幼保一体化の推進と保育の質の向上

質の高い幼児期の教育・保育の推進方策及び幼保小連携の取り組みを推進し、保護者の教育・保育二一三を踏まえ保育の質の向上に取り組めます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
認定こども園の設置	幼稚園・こども園の区別なく、教育・保育カリキュラムにより幼児教育・保育を推進します。
幼保連携	質の高い幼児期の教育・保育の推進方策及び幼保連携の取組を研修等により推進します。
保育の質の向上のための取り組み	園内研修の充実、各種外部研修へ積極的に参加することにより、保育士としての資質向上を図ります。 各こども園・幼稚園で自己評価及び保護者を対象とした評価アンケートを実施し、評価結果についての検討を行い改善に活かします。

1-1(1)-③ 一時預かり事業

こども園では主に就園前の子ども預かり、短時間勤務の世帯の子どもの保育を一時保育として実施しています。保護者の働き方や利用希望を把握しながら提供していきます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
一時保育事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった子どもを対象に、こども園等において一時的に預かり、必要な保育を実施します。

1-1(1)-④ 新・放課後子ども総合プランの推進

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるなどし、新・放課後子ども総合プランの推進を図ります。

推進にあたっては、福祉部局・教育委員会が連携しながら総合的な放課後児童対策を検討します。併せて、放課後児童対策は社会全体の課題でもあることから、コミュニティ・スクール等を推進する中で、学校・家庭・地域など社会総掛かりで取り組めます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市内小学校児童及び市内在住児童を対象に、平日は小学校授業終了時から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後7時まで受け入れを実施します。（春・夏・冬休みは午前7時30分から午後7時まで）
放課後子供教室	小学校児童を対象に、地域の大人が講師となって体験学習等の教室を開設し、子どもの多様な体験活動ができる場を提供します。また、既存教室等の活用促進及び放課後等における学校施設の一時的な利用を促進します。

1- (1) ⑤ 学校の教育環境等の充実

地域の特性を踏まえながら、国及び県の文教施策に基づいて、「生きる力」を育む学校教育の充実、国際化・情報化・科学技術の急速な進展に対応できる児童生徒の育成を図っていきます。

また、地域の人材や特産物などの教育資源を活用し、米作り体験や郷土料理を作るなど特色ある総合的な学習を展開していきます。体力づくりでは、部活動に児童生徒も顧問も一丸となって取り組める体制の推進、運動会・体育祭、マラソン大会など体育行事を実施していきま

す。
小学校への接続を円滑に行うため、こども園・幼稚園・小学校の教職員間の意見交換等により健全な子どもの育成に努めながら、教育、保育の一体的な提供の推進に向け、共通理解を図り、一貫した指導を行っていきます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
「確かな学力」の向上の推進	ICT 機器を効果的に活用するとともに、少人数指導等によるきめ細やかな指導の充実を図ります。思考力や判断力・表現力が身に付けられる授業を展開できる教員の育成を図ります。
総合的な学習時間の実施	地域の教育資源を活用し、創意工夫をした特色ある総合的な学習を展開します。
健全な身体づくり(部活動の実施、体育行事の実施)	部活動には生徒も顧問も熱心に取り組み、多くの生徒が参加の体制で実施します。主な学校行事として運動会・体育祭やマラソン大会を実施します。
信頼できる学校づくり(学校教育目標の公表・学校評価の実施)	年度初めに学校教育目標を明らかにし、日々の実践を積み重ね、定期的に学校評価を保護者に依頼しています。各学校独自の評価を実施し、次年度の取り組みに活かします。
教職員間の意見交換会の実施	こども園・幼稚園・小学校の教職員間で意見交換会を実施するなど、教育、保育の一体的な提供の推進に向け、共通理解を図ることとて、健全な子どもの育成に努めます。

1- (1) ⑥ いじめ・不登校などへの対応

いじめや不登校など学校生活での悩み・課題をもつ子どもへの対応・支援として、被害を受けた子どもとの保護対策に努めるとともに、スクールカウンセラーによる相談体制の拡充、各種相談窓口や関係機関等との連携を図るよう努めます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
いじめ等の被害にあった子どもの保護	いじめ等の被害を受けた子どもに対し、家庭相談員・家庭教育指導員・スクールカウンセラー・心の教室相談員が学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議します。
不登校・引きこもり対策	不登校・引きこもりについて学校全体で当該児童生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラー・心の教室相談員・家庭教育指導員の支援を受けながら登校へ向けての支援を行います。
相談体制の拡充	いじめ問題メール窓口やいじめ相談アプリ「STOP it」を活用し、相談窓口の充実を図るとともに、訪問相談担当教員、スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施します。

1- (2) 子どもの成長・発育にあった健康づくり

子どもの成長・発達にあわせて相談を実施し、親子の育ちを支援します。また、思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取り組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して支援します。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
乳幼児健診の受診率	95.8%	95.0%
朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	82.8%	85.0%
生活習慣の改善に努めた生徒の割合	23.1%	30.0%

1- (2) ① 健康診査

妊娠や乳幼児を対象とした妊婦乳児一般健康診査、妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査を行い、各種健診の受診勧奨や健診後の指導の充実などきめ細やかな対応に取り組みます。

また、健康増進計画等を踏まえ、妊娠から出産、子どもの成長など各段階に沿った親子の健康づくり施策を推進します。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
医療機関委託健康診査(妊婦・乳児)	妊婦一般健康診査は、妊婦1人につき14回を基準とし委託医療機関で実施します。 乳児一般健康診査は、乳児1人につき2回を基準とし、生後3～8か月と生後9～11か月に委託医療機関で実施します。
妊婦歯科健康診査	妊婦届出の際、希望者に妊婦歯科健康診査申込書及び実施記録票を発行し、妊娠中に1回、市内契約歯科医院において公費負担で妊婦歯科健診を実施します。
乳幼児健康診査	発育・発達の節目時期(4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児)に合わせ、健康診査を実施します。 また、2歳6か月児を対象に歯科健康診査を実施します。健診前後にカンファレンスを行い、子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりをもつ機会としています。 各健康診査未受診者についてはその理由や家庭状況の全数把握に努めます。

1- (2) ② 発達支援

子どもの成長・発達にあわせて、発達支援のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。

また、随時結果等で支援や関わりが必要な親子を把握し、関わりをもつ場、集団で過ごす場を確保し、相談への対応、集団での指導を行います。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
ことばの相談	主に幼児健康診査の事後指導として言語聴覚士による個別相談を実施します。 また、小学校では「ことばの教室」を開設し、担当教員が発音指導等を実施します。
のびのび発達相談	主に幼児健康診査の事後指導として臨床心理士等による個別相談を実施します。 また、希望のあったこども園・幼稚園等を特別支援学校教員、臨床心理士等と保健師が巡回し、園児及び保育士への支援を行います。山武市簡易マザーズホーム等の利用支援や、就学に関して教育委員会等関係機関との連携にも努めます。
カンガルーひろば	発育や発達にまつまきのある子どもと保護者を支援する場として幼児健康診後に事業を紹介し、保育士、保健師、臨床心理士等による遊びを中心とした集団指導を実施します。

1- (2) ③ 食育の推進

子どもの成長・発達にあわせて、食育のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。子どもの成長は著しく、心身の成長段階にあった健康支援として、離乳食から始まる食育や支援が必要な親子などへの、子どもの成長にあった健康づくりの支援が重要です。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
離乳食教室	乳児をもつ家族を対象に、離乳食に関する健康教育を実施します。離乳食の進め方について、実習を通して、その時期に必要な量や固さ、手作りの大切さを伝えます。
食育の推進	こども園・幼稚園・小中学校等において、栄養士等を中心として、関係機関と連携した食育教室を実施します。 また、子どもの食育に携わる指導者の知識向上のための研修会を開催します。必要にに応じ、各園を巡回し、指導者の悩みに対応した研修会を開催します。

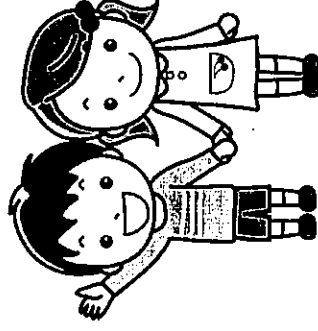
1- (2) ④ 思春期保健対策の推進

心身の変化や生命の大切さを知ることは、自分や相手を大切に考えられるようになり、生涯にわたり、自分の命や健康を守ることにもつながります。

思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取り組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
性教育 (思春期教室)	性教育年間計画により、授業のなかで性教育や思春期の健康づくりについての学習を学校ごとに実施します。関係機関が連携し、事業内容の充実を図めます。
飲酒・喫煙・薬物 乱用防止	学校保健全体計画等により、学校ごとに薬物乱用防止についての指導を行います。



1- (3) 子どもの人権の尊重と支援を必要とする子どもへの支援

児童への虐待的行為を未然に防止するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、支援体制の整備に努めます。

障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもたちの育ち、自立を支援するため、それぞれの子どもに合った特別な支援教育の推進を図り、関係機関との連携により障がい児へのサービス提供を促進します。

また、いわゆる外国につながる子どもへの子育て支援等の円滑な利用促進に努めます。
下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

【成果指標】	
指標名	現状値 (平成29年度)
児童虐待通告件数	62件
児童に関する措置件数	4件

1- (3) ① 子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策

児童への虐待的行為を未然に防止するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、難診の場面やこども園・幼稚園・学校での見守り、地域での見守り体制の拡充を図るとともに、専門家や関係機関との連携を強化し、市としての支援体制の整備に努めます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
児童虐待防止対策	児童虐待防止のため家庭児童相談員等が個別の相談等に対応します。児童虐待に対する各機関の共通認識を深め、連携して対応します。
乳幼児健診、育児相談等での見守り・対応	児童虐待の予防、早期発見のため、健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、家庭児童相談室へつなげていきます。また、母子保健事業において、育児不安、孤立家庭への支援を行い、発症予防に努めます。
子ども人権(CAP)事業	子どもたちがいじめ、様々な暴力等から自分を守るための人権講習プログラムを実施することで、子どもたちの「生きる力」を引き出し、子どもたちの「安心・自信・自由」の権利と自らの身を守るための方法を練習させます。

1- (3) ② 児童発達支援・障がい児の自立支援

障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもたちの育ち、自立を支援するため、母子保健事業の推進、保育体制と教育環境の充実などを含め、それぞれの子どもに合った特別な支援教育の推進を図り、広報活動や関係課、関係機関との連携により障がい児へのサービスの提供を促進します。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
障がいのある子どもたちの訓練事業・障害福祉サービスの利用促進	障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの実施します。山口市障害福祉サービスホールームでは児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施し、療育活動をを行います。母子保健事業では、発達支援の教室等を開催し、療育と相談の場を提供します。
障がいのある子どもの保育の推進	こども園・幼稚園や放課後児童クラブへの障がいのある子どもへの受け入れ体制を整え、適切な対応を行います。
特別支援教育の推進	障がいのある子どもそれぞれの状況を把握し、その子どもにあった個別計画を作成し、支援できるように福祉・保健・教育の各分野の関係機関と連携し、支援員の配置により、学校での生活を支援します。

1- (3) ③ 外国につながる子どもへの支援・配慮

近年、本市において多くの外国人住民が暮らしており、こども園・幼稚園を利用する外国人児童も増加しつつあります。

このような背景の中、母国の育児習慣で子育てをする外国人家庭が日本の地域社会で、安心して子育て・子育てができるための支援が重要となっていることから、今後外国語対応支援や外国の文化・習慣を配慮した指導に関する研修等の実施を視野に入れ、保育士等を支援することにより、外国につながる子どもへの支援・配慮を目指します。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
多文化共生社会の推進	在住外国人と地域の人々が、共に理解し認め合い暮らしていけるよう、さんむグローバルセンター事業の語学教室等を支援します。また、子どもたちのコミュニケーション能力を高め、異文化を許容する心を育むため、小学校児童への英語教室を開催します。
外国・外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会(県教育委員会主催)	外国人児童生徒の日本語指導等に関する教員や語学ボランティア等を対象として、指導力の向上を図るとともに、外国人児童生徒の受け入れ体制の充実を図ります。また、外国人児童生徒の指導に携わる担当者が相互に情報を交換することにより、日本語指導教室の充実を図ります。

基本目標2：親・家庭への支援

2-（1）家庭と地域の教育力の向上

子どもの健全な自立のために、家庭や地域で見守られながら健やかに成長することが大切です。より良い親子関係を築くため、大人と子どもが参加でき、多くの保護者に興味をもってもらえるように工夫しながら、講座等行事の継続を推進します。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

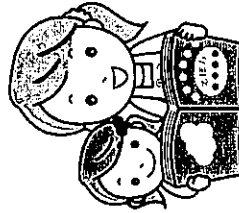
【成果指標】			
指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	
配偶者・その他の親族以外で子育てを相談できる相手がいる保護者の割合	99.2%	99.2%	
育てにくさを感じた時に対応できる保護者の割合	91.0%	91.0%	

2-（1）-① 親業講座・家庭教育学級

子どもの健全な自立のために、家庭や地域で見守られながら健やかに成長することが大切です。より良い親子関係を築くための保護者向けの講座や、親子で参加できる講座等を開催します。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
親業講座	親として子どもの心を理解し、より良い親子関係を築くため、親としての役割や子どもとのコミュニケーションの方法を学ぶ機会として親業講座を開催します。
家庭教育学級	安らぎのある楽しい家庭をつくるため、夫婦がお互いを尊重し合い、子どもと前向きに向き合い子育てすることによって、家庭の教育力を高めることを目的に家庭教育学級を開催します。



2-（2）子育てに関する相談・情報提供体制の充実

相談窓口や関係機関が連携し、ケース検討や助言、指導などを行い、概要や子育て情報などを子育て家庭に提供します。

また、子育て支援拠点等より、相談や講座開設など事業展開していくとともに、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直していきます。

【成果指標】			
指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	
各種子育て相談延べ件数	3,204 件	3,200 件	

2-（2）-① 情報提供体制の充実

核家族化や少子化が進むなか、子育てについての悩みや不安を抱えている家庭が多くなっています。相談窓口や関係機関が連携し、子育てに関する情報を得られるように、子育て家庭に対しての情報提供体制の充実に取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
子育て情報の提供	子育てハンドブック、広報紙、ホームページ、子育てアプリ等による情報提供を行います。専門職等による相談の際、子育てに関する情報提供を行います。

2-（2）-② 相談体制の充実

子育てに関する悩みや不安を抱えたときに、専門家に相談できる場所があるのは問題解決への糸口になるだけでなく、心の安定にもつながります。

児童生徒や保護者の相談、情報提供により、いつでも気軽に適切な相談・助言・支援が受けられるよう利用しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
相談体制の拡充	訪問相談担当教員、スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施します。また、子育て支援課には母子・父子自立支援員、家庭相談員を配置し、健康支援課には子育て世代包括支援センター（びびなす）に母子保健コーディネーターを配置し、関係機関と連携して、解決に向けての相談対応、ケース検討や助言、指導などを行います。
子育て支援センターや子育てサークルでの相談	子育て支援センターで相談を受け、保育士と保健師等の連携により相談に対する支援に努めます。子育てサークルの活動のなかで相談や情報提供を行います。
こども園・保育園等での園庭開放	こども園は月2回、幼稚園は月1回園庭を遊び場として開放します。

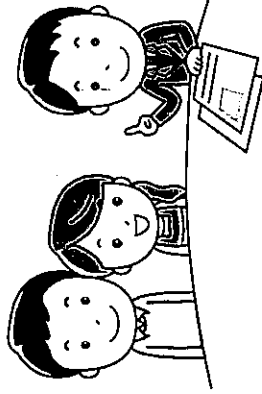
2- (2) - ③ 育児相談・健康支援

母子保健事業と学校保健事業を中心に子どもと母親の健康を保持・増進するため、訪問指導、健康教育、健康相談、予防接種などを行い、健康づくり計画等を踏まえ妊娠から出産、子どもの成長など各段階に沿った親子の健康づくりを推進します。

【主な事業・取組の概観】

事業名	事業内容
妊婦健康相談	妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付する際に、保健師等が面接を実施します。面接時に妊婦の体調確認、サービスの紹介、妊娠中に必要な情報提供を行います。またハイリスク妊婦の早期発見に努め今後の支援につなげます。
パパママサロン	妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の専門的な知識を普及するとともに、妊婦同士の情報交換、交流の機会として実施します。
産後ケア事業	家族等からの出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする産後のお母さんと生後4か月未満の赤ちゃんに対し、心身のケアや授乳指導、育児相談等のきめ細かい支援を行うため、近隣地域の医療機関、助産院等に事業を委託し、実施します。
妊産婦・乳児訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業を含む）	妊産婦並びに乳児を対象とし、助産師・保健師が訪問指導を実施しています。出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）として、生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を目的し市内への里帰りにも対応します。また、平成25年度から低体重児の訪問指導が果からの権限移譲により市の業務となり、低体重児出生届により助産師・保健師が訪問指導を実施します。
すくすく広場	乳幼児とその家族を対象に、子育て支援センター等で毎月2～3回開催し、身体計測、育児・栄養・歯科の相談や講話を行っています。乳幼児健診でフォローが必要と判断された乳幼児の継続支援の場としても活用します。
ベビーサロン	生後2～8か月までの乳児を対象に母親同士の交流の場、育児相談の場として、毎月1回助産師によるベビーマッサージ及び母乳相談、栄養士のファンポイントアドバイザー等を行います。
産後のセルフケア＆パラソルホール教室	生後2～5か月までの乳児とその母親を対象に、パラソルホール体操による有酸素運動と母親同士のコミュニケーションを通じて、心と身体の健康回復を図ります。
小児予防接種事業	予防接種法に基づき定期予防接種を実施します。出生届、転入届の提出時に予防接種及び接種方法の説明や冊子を同封し、情報提供をします。また、必要に応じて個別通知や広報誌、各母子保健事業実施の際、適切な情報提供と接種の促進に努めます。
学校保健	各学校、教育委員会、健康支援課が連携し、健康相談、健康教育、歯科保健、食育事業、要保護児童生徒への対応、児童生徒の発達支援等を行います。学校保健安全法により学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱し、児童生徒の健康相談、健康診断、感染症予防に關しての指導・助言や学校保健計画の立案に参与するなど学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の協力を得ています。学校保健全体計画により学校保健事業を実施します。各種検診による疾病の早期発見と健康状態の把握に努めます。保健だより等で、健康に關する啓発を行い、心の健康に重点をおいた健康相談に努めます。

事業名	事業内容
歯科保健	むし歯予防対策のため、1歳1～3か月児を対象としたむし歯予防スクラップや、こども園・幼稚園等において園児及び保護者を対象とした歯科健康教室、小中学校において児童生徒を対象（保護者を含む）とした歯科健康教室を実施します。また、フッ化物による予防処置事業として、各幼児健診等においてフッ化物歯面塗布、各こども園・幼稚園等において4・5歳児の希望者を対象としたフッ化物歯面塗布を実施します。



2- (3) 子育て家庭の経済的支援の推進

児童手当の支給、子ども医療費の助成、保育料の減免など、子育て家庭の経済的負担を軽減する施策について、国、県の動向等を踏まえながら、適切に支援が促進されるように努めます。また、子どもの貧困対策における家庭への支援やひとり親世帯への相談活動や自立に向けての支援策を推進します。

下記の成果指標に対して課本を、必要に応じて計画を貞直してまいります。

指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
子育ての経済的負担軽減に関するべ受給者数	76,140人	76,140人
ひとり親家庭の自立率	4.3%	4.3%

2- (3) ① 子ども医療費・高校生等医療費助成

子どもから高校生までの医療費を助成することで、子育て家庭の経済的負担を軽減する支援を推進します。

本市では独自の制度により、子ども医療費と高校生等医療費の無償化を令和元年8月診察分から実施し、子育て家庭の経済的負担軽減の支援をしています。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
子ども医療費助成	中学校3年生までの子どもの通院・入院・調剤等の医療費を対象に本市独自の制度で助成します。
高校生等医療費助成	高校生等の医療費を登録制により申請のあった場合、償還払いとして本市独自の制度で助成します。

2- (3) ② 保育料・給食費の減免

子どもを産み、育てやすい環境づくりのため、保育料等の減免により子育て家庭の経済的負担軽減の支援をしています。

本市では、国の基準枠より拡充して独自に保育料や給食費の減免を行い、子育て家庭の経済的負担軽減の支援をしています。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
保育料の減免制度 (0～2歳児)	少子化対策の観点から子どもを産み、育てやすい環境づくりのため、国の基準に比べ、負担の少ない基準を市で設定し、保育料を助成します。また、第3子以降の子どもの保育料を免除します。本市独自で主食費の免除を行います。また、一定の所得以下の世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食費の免除を行います。
給食費の減免制度 (3～5歳児)	

2- (3) ③ 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

二一ス調査では、貧困世帯における子どもへの支援に必要な取り組みについて、「子ども食堂」のほか、「子ども学習支援」「学校が実施する学習支援」などが上位となっています。

家庭の経済状況に左右されることがなく、子どもが望む将来を支援するため、地域や家庭の実情に配慮した、子ども居場所づくりへの支援が重要となっています。

ひとり親世帯は増加傾向であり、相談活動とともに、自立に向けての支援策を推進するとともに、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費等助成により、ひとり親家庭への経済的負担を軽減します。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
ひとり親世帯児童虐待防止対策	保健福祉・教育関係各窓口において、ひとり親家庭等の子育てや各種制度についての相談に対応することで虐待防止に努めます。また、地域での相談には、民生委員・児童委員が対応します。
母子家庭自立支援給付金事業	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、生活の負担の軽減とひとり親家庭の自立の促進を図ります。
生活困難世帯の子どもに対する学習支援の充実	生活保護受給世帯及び生活困難世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会を提供を通じて、高等学校への進学や卒業を支援することで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。
児童扶養手当	ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給します。
ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親及びその児童に対し、医療費・調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給します。
就学援助制度	教育委員会が認める要保護・準要保護児童生徒等の保護者に対し、就学援助費を支給します。

2- (3) ④ 児童手当等助成

児童手当の支給、未熟児童育医療の給付、特定不妊治療の助成等により、子育て家庭の経済的負担を軽減する支援に努めます。

また、障がい児の養育に関する経済的支援の推進にも努めます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
児童手当	制度に基づき、中学校修了前までの子どもをもつ家庭を対象にした児童手当を支給します。
児童扶養手当 (再掲)	ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給します。
未熟児童育医療給付事業	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまままで出産し、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度で、平成25年4月から実施主体が県から市町村へ権限移譲となりました。
特定不妊治療費助成事業	高額な治療費を要する特定不妊治療の費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
障がい児の養育に関する経済的支援の推進	国の制度に基づき、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給事務を実施します。

基本目標3：地域・社会全体での支援

3-（1）安心して子育てできるまちづくりの推進

子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

また、関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全活動を推進し、地域で子どもを守り、安全に育て、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域との連携を推進します。

下記の成果指標に示して評価をし、必要に応じて計画を見直しを行います。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
登下校時における児童生徒の事件・事故件数	5件	
学校教育活動に協力した市民数	533人	600人
青少年育成事業・体験学習への児童・生徒参加者数	4,102人	3,482人
コミュニティ・スクール導入学校数	0校	3校

3-（1）-① 安全で快適な住環境整備の推進

「山口市総合計画」などまちづくり計画に基づき、子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

子育て家庭の住宅の確保について、公営住宅の利用等を踏まえ、公営住宅の維持・管理に取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
公園の適正な管理	都市公園7か所、案列公園131か所について、維持管理を行います。また、県立都市公園が1か所設置されています。
道路網の整備・維持管理	交通安全看板、ガードレール、カーブミラー等については各地区及び学校からの要望により市で設置します。信号機・交通規制については、公安委員会へ要望を伝えます。
公営住宅の管理・整備	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で住宅を提供します。また、市営住宅の運営管理と施設維持管理を効率的に行い、住宅を確保します。

3-（1）-② 地域安全活動の推進

季節ごとの交通安全運動期間中に、交通安全協会の協力により交通安全啓発キャンペーンや主要交差点において街頭監視と交通安全指導の実施・小学校では警察と交通安全協会の協力による交通安全教室の開催など、関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全についての啓発と交通安全活動を推進します。

また、地域で子どもを守り、子どもが安全に育ち、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域と連携して「地域を守る、子どもを守る活動」を推進します。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
交通安全活動・教育	警察署・交通安全協会と協力して、交通安全マナー等の意識向上を図ります。また、幼児の交通事故防止のため交通安全について、こども園・幼稚園・学校での交通安全教室の実施などにより、交通ルールやマナーについての啓発を行います。
防犯対策	防犯協会や防犯パトロール隊が定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールしています。県、市、防犯協会指導員による、防犯キャンペーンや防災行政無線・広報紙による啓発活動を行います。青少年育成市民会議会員による夜間パトロールを実施します。また、子どもたちを犯罪から守るため、携帯電話やパソコンに防犯情報メールを配信します。
有害環境対策	青少年の健全育成・非行防止のため、有害となる図書等を青少年の目に触れないようにする等の対策を実施します。
登下校時の安全活動	子ども見守り隊をはじめとする地域ボランティアや住居へ、中学生による防災行政無線での小学生下校時の見守り協力依頼を実施します。
こども園・幼稚園・学校等の安全活動	園・学校安全マニュアルに基づいて毎月1回の安全点検と、防犯上の問題等を確認します。門扉の施錠、来園・来校者の対応、教室・職員室等への防犯ベルの設置等安全対策を実施します。

3-（1）-③ 児童健全育成活動の推進

子どもは様々な体験を通じて多くのことを学び、吸収して成長する力を持っています。子ども会を含めた青少年健全育成団体の活動を継続的に支援するとともに、団体相互の協力や連携を促進します。

また、子どもたちの健全育成を地域で見守るため、PTAや地域と連携した児童健全育成活動を推進します。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
児童の健全育成	学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図り事業を進めます。児童生徒の健全育成に関する「生徒指導計画」の策定や、学校や学習への適切な指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を行います。
青少年健全育成事業	青少年相談員及び青少年育成市民会議会員による健全育成活動をを行います。地域・学校・家庭の連携で、青少年健全育成に取り組みます。

3- (1) ④ 多様な体験活動機会の拡充

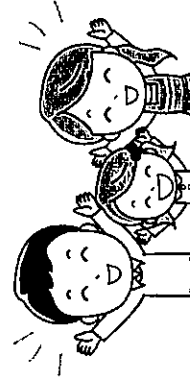
地域が子ども健全な育成を見守ること、多世代が地域でふれあい、関わりあうことは、子どもにとっても、地域にとっても、大人にとっても重要なことと再認識されています。核家族化が進むなか、世代間交流のための場として、各地区の施設を活用し、地域で多様な体験の場やふれあいの場、異なる世代、異なる年齢の子ども同士の交流の場を確保し、地域住民の参加を促進します。

また、グローバル化する多様性社会において世界に目を向けた青少年の育成にも努めます。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
世代間交流の推進	こども園・幼稚園の行事に高齢者を招待するなどの交流事業や地区社会福祉協議会主催の「いさよふれあいサロン」等を実施します。
読書活動の推進、子ども会活動、シニアリーダー活動	山武市子ども読書活動推進計画を策定し、図書館や家庭での読み聞かせの機会醸成や、おすすめの本を提示することで良好な読書環境を形成します。
職業体験学習等	子ども会活動、ジュニアリーダー・スクラブの団体育成等、リーダー研修会や育成者講習会の開催などを行います。
青少年国際相互交流事業 ※1	小学校6年生の「贈蘭見学」、中学校2年生の「職場体験学習」を実施します。
	市内中・高生を主に海外へ派遣する、また他国からの学生を招き交流することで、異文化理解力及びコミュニケーション能力の育成を図り、グローバル化をはじめとする多様性社会に対応する青少年の育成に努めています。

※1 本市では、町村合併来行っているニューシーランドの学生との相互交流をはじめ、本市が2020東京オリンピック・パラリンピック時のホストタウンを務めているスリランカとの相互交流を行っています。



3- (2) 仕事と家庭生活の両立支援

子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図り、保育ニーズを踏まえたサービス提供体制づくりに取り組めます。

また、育児、介護を担いながら働くことのできる社会にしていくため、就業条件の向上を促していくとともに、男女がともに働き続けられる就労環境づくりを促進していきます。

下記の成果指標に対して評価をし、必要に応じて計画を見直ししていきます。

【成果指標】

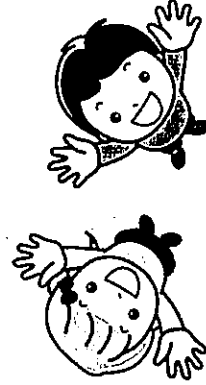
指標名	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
出生者数	208人	1,396人 (R1~R4累計)
結婚する意欲のある独身者の割合	80.2%	80%

3- (2) ① 男女共同参画の推進

「山武市男女共同参画計画」に基づき、すべての人の男女平等意識の向上に努め、男女がともに暮らしやすいまちづくりを創造するための取り組みを推進します。

【主な事業・取り組み】

事業名	事業内容
男女共同参画の推進	職員研修会、住民対象の講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努めます。



第5章 量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下のとおりです。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されています。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

「子ども・子育て支援法第60条」に定められる基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援のための施策を円滑に実施・確保するため、以下の事項について山武市子ども・子育て支援事業計画に定めます。

種別	給付の区分	事業名
子ども・子育て支援法	施設型給付	1. 公立幼稚園 ⁹⁾
		2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
		3. 認可保育所 ¹⁰⁾
		4. 幼保連携型認定こども園 ¹¹⁾
	子どものための教育・保育給付	5. 幼保連携型認定こども園
		6. 保育所型認定こども園
		7. 地方教育型認定こども園
	地域型保育給付(市が認可)	8. 小規模保育
		9. 家庭的保育 ¹²⁾
		10. 居宅訪問型保育
		11. 事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	12. 未移行幼稚園、認可外保育施設等	
	13. 利用者支援事業	
	14. 地域子育て支援拠点事業	
	15. 妊婦健康診査事業	
	16. 乳児家庭全戸訪問事業	
	17. 子育て支援活動事業等	
	18. 子育て短期支援事業	
	19. 子育て移動活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
	20. 一時預かり ¹³⁾	
	21. 延長保育事業	
22. 病児 ¹⁴⁾ ・病後児 ¹⁵⁾ 保育事業		
23. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ ¹⁶⁾)		
24. 児童福祉法に定める補足給付を行う事業		
25. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		

⁹⁾ 幼稚園:3歳～5歳児に対して学校教育を行う施設。市が運営している公立幼稚園が1園あります。
¹⁰⁾ 認可保育所:県が定める認可基準に適合した施設で、昼間家庭で世話のできない就学前の児童を保育する事業。市内には私立保育園が8園あります。
¹¹⁾ 認定こども園:保育所や幼稚園の教育と保育の機能を併せ持つ施設のことです。市内には公立こども園が5園あります。
¹²⁾ 家庭的保育:保育者の家庭等で5人以下の子どものみを保育する事業。
¹³⁾ 一時預かり:育児者の急用・私用等のため、子どもをこども園・保育園等の施設で一時的に子どもを預かるサービス。山武市では「一時預かり保育」と呼んでいます。
¹⁴⁾ 病児保育:子どもが病気の時に預かるサービス。(山武市では未実施)
¹⁵⁾ 病後児保育:子どもが病気の回復期に預かるサービス。
¹⁶⁾ 放課後児童クラブ:保護者が就労等が放課後保育できないうちの1～6年生を、支援員を配置して預かって預かっています。平日は19時00分まで、土曜日は8時から、長期休業中は7時30分から19時00分まで開設しています。山武市では「学童クラブ」と呼んでいます。

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、子ども・子育て新制度では、実施主体の教育・保育サービス¹⁷⁾の提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するためのこども園等の施設整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘察し、市内全域を1区域と設定します。

3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計

(1) 就学前児童数の動きと計画期間の推計

計画期間中の児童数について、平成29年度と平成31年度(各年度4月1日現在)の1歳年齢ごと男女別人口(市の登録人口)を基に、コーホート変化率法で推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

就学前児童は、平成31年に1,606人となっています。特に1歳、2歳は減少傾向がみられます。計画期間においても減少傾向が見込まれ、令和6年には1,275人になると推計されます。

表 就学前児童の動き

	実績			計画期間の推計児童数(就学前)				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	239	202	242	217	208	199	192	183
1歳	288	240	225	232	224	213	204	197
2歳	277	292	247	210	234	226	215	206
3歳	304	284	309	247	214	239	230	219
4歳	277	308	281	297	247	214	239	230
5歳	318	277	302	285	298	248	215	240
合計	1,703	1,603	1,606	1,488	1,425	1,339	1,295	1,275

¹⁷⁾ 教育・保育サービス:具体的にはこども園、幼稚園や保育園等の中で、定期的な教育・保育の利用とは、月単位で継続してこども園・幼稚園・保育園等に通うこと。

4. 教育保育事業の量の見込みと確保の内容

子ども子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

図 3つの認定区分

認定区分	内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定 満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定 満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園 保育所(園)
3号認定	満3歳未満・保育認定 満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園 保育所(園) 地域型保育

各認定区分における提供量(利用定員)

施設区分	施設名	定員(1号認定)					計
		0歳	1・2歳	3歳	4歳	5歳	
幼稚園	日向幼稚園	—	—	40	40	40	120
	公まつおこども園	—	—	8	8	8	24
	公おおひらこども園	—	—	10	15	15	40
	公なるどうこども園	—	—	30	45	45	120
	公ななこころこども園	—	—	—	10	10	20
認定こども園	公しらはたこども園	—	—	30	30	30	90
	計	—	—	118	148	148	414
認定こども園	公まつおこども園	6	35	20	20	20	101
	公おおひらこども園	3	30	17	25	25	100
	公なるどうこども園	3	37	20	30	30	120
	公ななこころこども園	3	17	20	20	30	90
	公しらはたこども園	3	37	20	30	30	120
	私日向保育園	9	24	18	19	20	90
	私若杉保育園	9	24	18	19	20	90
	私瀬沼保育園	3	27	20	20	20	90
	計	39	231	153	183	195	801
	保育所	施設名	定員(2号認定)				
0歳		1・2歳	3歳	4歳	5歳		
私五反田こどもの家		2	8	—	—	—	10
私キッズアップ		3	2	—	—	—	5
計		5	10	—	—	—	15

(令和2年4月1日現在)

(2) 子育て家庭の類型(調査結果より)

子育て家庭の父親・母親の就労状況は、子どもの成長に伴って変化する場合があることと、就労状況により保育の必要性が異なる点に配慮して、教育・保育サービスを検討することが重要である。このため、子育て家庭の今後の就労意向を二一調査で把握して8つのタイプに区分し、年齢区分ごとの家庭類型を把握しました。

現在と潜在を比べると、タイプB(フルタイム×フルタイム)の割合が高まっており、就業意向はやや高まっています。

二一調査の推計は、潜在的な家庭類型別の教育・保育の希望率を二一調査から把握し、その利用希望率を推計児童数に乘じて算出する方法が示されており、この手法を基に算出し、地域の状況や利用実績を踏まえ調整して算定しました。

表 0～5歳の家庭類型別割合

家庭類型	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	65	11.7%	65	11.7%
タイプB フルタイム×フルタイム	192	34.5%	214	38.5%
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	135	24.3%	128	23.0%
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	23	4.1%	28	5.0%
タイプD 専業主婦(夫)	138	24.8%	119	21.4%
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	2	0.4%	1	0.2%
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業×無業	1	0.2%	1	0.2%
全体	556	100.0%	556	100.0%

19 潜在的な家庭類型：今後の就業意向が実現した場合の家庭類型。

(1) 特定教育・保育（施設型給付）

① 幼稚園、認定こども園（1号認定子ども）

◇現状◇

公立幼稚園1園、公立こども園5園（短児部）で、定員420人（令和2年度から414人）を確保しています。令和元年の通所児童数は341人で入園率は81.2%となっています。こども園では預かり保育を実施しています。また、市外の幼稚園通園者が令和元年は19人います。

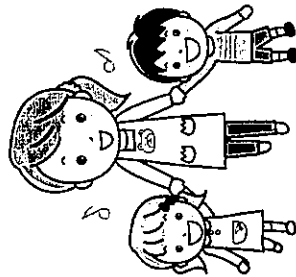
◇見込み量（人）◇

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	219	66	201	60	185	56	181	54	182	55
合計	285		261		241		235		237	
供給見込み	414		414		414		414		414	

◇計画期間の確保方策◇

本市では現在、公立幼稚園1園、公立こども園5園の合計6園で1号認定子どもを受け入れており、供給量の確保はできています。

今後は、少子化により利用の増加が見込まないため、幼稚園・こども園施設の有効活用や利用定員の最適化、私立保育所のこども園化などに視野を広げ、必要に拠じた施設の適正配置に努めていきます。



② 保育所、認定こども園（2・3号認定子ども）

◇現状◇

公立こども園5園（長児部）、私立保育所3園で、定員810人（令和2年度から801人）を確保しています。令和元年の通所児童数は740人で、定員に対する入所率は91.4%となっています。また、市外からの通所者が16人で、保育所通所者は全て756人となり、低年齢児では年度途中からの入所希望などもみられます。

◇見込み量（人）◇

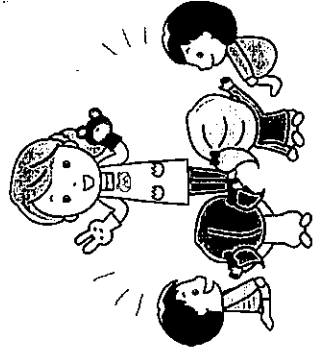
	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳児	1・2歳児	3~5歳児	0歳児	1・2歳児	3~5歳児	0歳児	1・2歳児	3~5歳児	0歳児	1・2歳児	3~5歳児	0歳児	1・2歳児	3~5歳児
見込み量	49	238	495	47	247	453	45	236	419	44	226	408	42	217	411
合計	782			747			700			678			670		
供給見込み	801			801			801			801			801		

◇計画期間の確保方策◇

本市では現在、公立こども園5園、私立保育所3園の合計8園で2・3号認定子どもを受け入れており、概ね供給量の確保はできています。

今後は、2号認定子どもについては、少子化により利用の増加が見込まないため、1号認定子どもの利用状況等も踏まえ、幼稚園・こども園施設の有効活用や利用定員の最適化、私立保育所のこども園化などに視野を広げ、必要に拠じた施設の適正配置に努めていきます。

なお、3号認定子どもについては、利用ニーズが上昇しているため、施設の適正配置と併せて、受け入れ体制を整備していきます。



(2) 地域型保育事業（3号認定子ども）

◇現状◇

子ども・子育て支援制度では、次の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型給付の対象事業としてしています。多様な施設や事業の中から利用者が選択することができる仕組みとしています。

- ・小規模保育事業（定員6～19人）
- ・家庭的保育事業（定員1～5人）
- ・事業所内保育事業（従業員の子ども十地域の子ども）
- ・居宅訪問型事業（ベビーシッター¹⁹等）

本市では現在、小規模保育事業、家庭的保育事業の各1事業者を認可しています。

◇計画期間の確保方策◇

本市での3号認定子どもの供給については、概ね確保できていますが、利用二一ズの上昇、多様な保育二一ズに対応するため、地域型保育事業者の支援に努めます。

5. 子育てのための施設等事業の量の見込みと確保の内容

特定子ども・子育て支援施設等（施設等利用給付）

◇現状◇

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、次の施設等を利用する満3歳以上児の子ども及び非課税世帯の0～2歳児の子どもの利用料等を助成する制度が開始されました。本市には、未移行幼稚園²⁰はありますが、市外の未移行幼稚園を利用する子どもがいます。

- ・未移行幼稚園²⁰
- ・幼稚園の預かり保育
- ・企業主導型保育事業²¹
- ・認可外保育施設 等

◇計画期間の確保方策◇

特定子ども・子育て支援施設等（未移行幼稚園、認可外保育施設等）を利用する子どもの家庭状況に基づき、利用料等の適正な助成に努めます。

¹⁹ ベビーシッター：育児や家事を援助する民間サービス。

²⁰ 未移行幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園

²¹ 企業主導型保育事業：企業が従業員の働き方に応じて柔軟な保育サービスを提供できるようにするための助成を行う事業

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

◇現状◇

子育て家庭や妊娠婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡調整、連携・協働体制づくり等を実施する事業です。

基本型、特定型（保育コンシェルジュ）、母子保健型の3つに分類される利用者支援事業のうち、本市では母子保健型を実施しています。

現在は、妊娠前から子育て期までの専門相談窓口として山武市子育て世帯包括支援センター（はびねず）²²を平成29年7月に開設し、母子保健コーディネーター（保健師・看護師）が相談を受け、必要なサービスにつなげています。

また、子育て支援課窓口での保育サービス相談、子育て支援センター²³での子育てに関する情報や学習機会の提供及び子育て相談などを行っているほか、子どもが心身ともに健やかに成長するよう、家庭からの相談に応じて、既存のサービスの有効活用を図ることを目的に山武市子ども家庭総合支援拠点を平成30年4月に開設しています。

表 子育て世帯包括支援センター相談実施状況

平成29年度	平成30年度
981件	1,541件

◇対象及び見込み量（実施が所数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量 (母子保健型)	1	1	1	1	1

◇計画期間の確保方策◇

子どもや保護者または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、子どもと保護者の身近な場所での情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等実施するための機能を確保します。

母子保健型としての子育て世帯包括支援センター（はびねず）は、相談体制の充実を図るため、母子保健コーディネーター（保健師・看護師）の人員確保に努めます。

また、子育て支援センターで行っている子育てに関する情報提供や必要に際した相談・助言等については、子育て支援団体や関係機関とのネットワークを活用しながら必要な情報を案内するほか、相談内容によっては専門機関につながるなど、相談機能の充実を図ります。

今後事業の周知を図るとともに、子育てに関する総合相談窓口としての山武市子ども家庭総合支援拠点の活用をきめ、母子保健型として利用者支援に取り組んでいきます。

²² 子育て世帯包括支援センター（はびねず）：母子健康手帳の交付や不妊・妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みを保健師等に相談できる施設。

²³ 子育て支援センター：就学前の乳幼児とその保護者が集い、遊んだり、育児の相談等ができる施設。山武市ではこども園・保育園で実施しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

◇現状◇

公立こども園5園（内2園は電話相談のみ）と私立保育所1園で、子育て支援センター事業を実施しています。

主に就園前の子どもを保護者が対象に相談や講座等を実施しています。平成30年度は延13,188人が利用しています。

◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	11,370	11,490	11,007	10,541	10,110
供給量	11,370	11,490	11,007	10,541	10,110

◇計画期間の確保方策◇

見込み量に対する供給量は、概ね対応できる体制となっています。

今後も継続して受け入れ体制の確保に努め、子育ての悩みや育児不安解消の相談ができるような利用方法を提供していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

◇現状◇

母子健康手帳交付時に、受診券を配付しています。

妊婦1人につき14回を基準とし委託医療機関で健康診査を実施しており、山武市子育て世帯包括支援センター（はびねす）の相談等において受診勧奨に努めています。

表 実施状況

実施状況	平成29年度	平成30年度
対象：妊婦届出者	284人	244人
実施内容：公費負担受診券発行		

◇見込み量（人）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	217	208	199	192	183
供給量	217	208	199	192	183

※0歳児数

◇計画期間の確保方策◇

妊婦届出の遅れや妊婦健康診査を定期的に行っていない妊婦もあり、受診率の向上は困難な状況ではありますが、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠・出産できるような妊婦の支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

◇現状◇

出産後の乳児の養育状況と母親の健康状態を把握し、育児等の相談・指導を行うもので、助産師や保健師が乳児の家庭に訪問しています。

表 実施状況

実施状況	平成29年度	平成30年度
対象：生後4か月までの乳児	219人	253人
実施内容：保健師等による家庭訪問、相談、指導		

◇見込み量（人）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	217	208	199	192	183
供給量	217	208	199	192	183

※0歳児数

◇計画期間の確保方策◇

出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、里帰り出産も含め生後4か月までの乳児のいる家庭の全数訪問を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

◇現状◇

本市では、当該事業は実施していませんが、要保護児童対策として、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を対象に、家庭児童相談員または保健師等が訪問し、相談・指導を行っています。平成29年度の養育支援が必要な家庭への訪問回数は、101世帯に対して延べ246回実施しています。

◇計画期間の確保方策◇

要保護児童対策として、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、子どもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。

今後は、養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、養育支援訪問事業の実施について検討していきます。

(6) 子育て短期支援事業

◇現状◇

ショートステイ²⁴として、児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行うものです。

現在は未実施ですが、緊急時の対応の必要性などを検討し、児童への支援に取組んでいきます。

◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

◇計画期間の確保方策◇

本市では、当該事業は実施していませんが、児童に対する支援として、短期支援事業としての実施の必要性や調査も含め、今後検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

◇現状◇

援助を提供する側と援助を受けるとして会員登録をし、有料で保育施設までの送迎や放課後等の預かりを支援する事業です。

現在未実施となっておりますが、実施について検討する必要があります。

◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	372	359	368	343	313
高学年	301	290	270	260	251
合計	673	649	638	603	564

◇計画期間の確保方策◇

現在は未実施ですが、利用ニーズが見込まれることから、先事例等を参考にしつつ、ファミリー・サポート・センター事業の導入について検討し、児童への必要な支援に取り組んでいきます。

さらに、放課後の過ごし方として、放課後子供教室²⁵との連携や社会福祉協議会等の家事援助事業の活用を含め検討していきます。

²⁴ ショートステイ：育児者の急用等のため、宿泊を含め子どもを預かるサービス。（山武市では未実施）

²⁵ 放課後子供教室：学校の空き教室、特別教室等を活用して、地域の方々の協力を得ながら、スポーツ・文化活動、交流活動等を行っています。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。（山武市では現在、緑海小と日向小と山武西小でそれぞれ月1回程度開催しています。）

(8) 一時預かり事業

◇現状◇

ことども園では主に就園前の子ども預かり、短時間勤務の世帯の子どもの保育を一時保育として実施しており、平成30年度は延2,762人の利用があります。

◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	2,564	2,455	2,307	2,231	2,197
供給量	2,564	2,455	2,307	2,231	2,197

◇計画期間の確保方策◇

公立ことども園5園で預かり保育事業を実施しています。

現在の体制で供給できる見込みです。保護者の働き方や利用希望に沿って、引き続き受け入れ体制を確保していきます。

(9) 延長（時間外）保育事業

◇現状◇

公立ことども園5園と私立保育所3園で、早朝7時から夕方19時までの延長保育を実施しています。定期的な利用と緊急時等の一時的な利用者を含め、平成30年度は562人が利用しています。

◇見込み量（人）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	522	500	469	454	447
供給量	522	500	469	454	447

◇計画期間の確保方策◇

公立ことども園5園と私立保育所3園で延長保育事業を実施しています。

現在の体制で供給できる見込みです。保護者の働き方や利用希望に沿って、引き続き受け入れ体制を確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

◇現状◇

現在は、市内の教育・保育施設の利用者、または管外の教育・保育施設利用者のうち保護者が市内勤務者で、子どもが病氣回復期にある方を対象に、病後児保育をなるところも園で実施しています。平成30年度は延18人の利用があります。

病氣中の子どもを対象とした病児保育は未実施です。なお、令和元年度から、訪問型の病児保育（病児に対するベビーマッサージ）利用の助成事業を実施しています。

◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	419	402	377	365	359
供給量	480	480	480	480	480

※年間見込み量は、病児・病後児保育事業

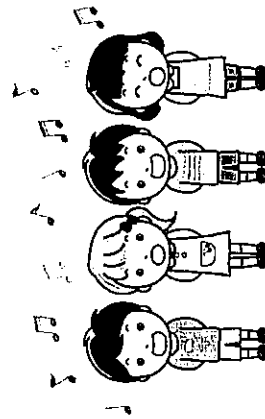
※供給量は、病後児保育事業

◇計画期間の確保方策◇

病児・病後児保育についての、ニーズ調査結果に基づく見込み量は、平成30年度の病後児保育実績を大きく上回っています。

病後児保育については、過去の利用実績から現在の体制で供給できる見込みです。

なお、病児保育についても、病後児と同様にニーズと利用が大きくかい離することが予想されます。今後の病後児保育、訪問型病児保育助成の利用状況を踏まえ、病院併設型の病児保育施設の設置等について検討します。



(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◇現状◇

小学校6年生までの児童で、放課後保護者が保育できない児童を預かる事業で、本市では各小学校区に設置し、学童クラブとして利用されています。

学童クラブ利用者は、平成31年では478人が利用しており、定員に対する利用率は84.6%となっています。また、夏休みなど長期休中は利用者が増加します。

図 学童クラブの利用状況

名称	開設場所	定員(人)
成東学童クラブ	専用施設	55
大高学童クラブ	山武市立大高小学校内	30
南郷学童クラブ	山武市立南郷小学校内	60
鳴浜学童クラブ	山武市立鳴浜小学校内	35
緑海学童クラブ	山武市立緑海小学校内	35
日向学童クラブ	山武市立日向小学校内	60
山武西学童クラブ	山武市立山武西小学校内	35
山武北学童クラブ	山武市立山武北小学校内	40
睦岡学童クラブ	専用施設	40
遠沼学童クラブ	山武市立遠沼小学校内	60
松尾学童クラブ	専用施設	80
大平学童クラブ	専用施設	35
合計	12か所	565

利用児童数 (5月1日現在)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1年生	118	125	100
2年生	100	120	119
3年生	96	93	109
4年生	61	73	74
5年生	36	46	40
6年生	27	24	36
合計	438	481	478

◇見込み量（実人数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	134	123	129	107	93
1年生	97	108	100	105	87
2年生	110	97	108	99	104
3年生	68	62	55	61	56
4年生	31	32	29	25	28
5年生	29	28	28	25	22
6年生	469	450	449	422	390
供給量	565	550	550	550	550

◇計画期間の確保方策◇

現在は6年生までを対象に実施していますが、低学年の利用が主になっています。年度中に一時預かり等により利用人数に変動があることや、長期休中は利用者が増加するなど、提供体制及び実施体制について、今後は小学校の統廃合も視野に入れ、現状と利用希望を踏まえ引き続き体制を確保していきます。

また、新・放課後子ども総合プランにより、学童クラブと放課後子供教室を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策を行っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、幼稚園、保育所などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、副食材料費等の実費徴収に係る費用の一部を助成する事業です。

◇計画期間の確保方策◇

本市では、新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯の負担軽減を図るため、副食費（給食）に係る補足給付を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

◇計画期間の確保方策◇

内容的な検討を含め、地域の実情に即した方策を講じていきます。